



国民健康保険税の改定

越谷市の国民健康保険の運営は、少子高齢化や医療技術の高度化による医療費の増加などにより、大変厳しい状況となっています。そのため、令和4年度から国民健康保険税を下表のとおり改定します。

所得割率

	現行	改定後
医療保険	8.20%	7.80%
後期高齢者支援金分	2.20%	2.45%
介護保険分	1.90%	2.20%
合計	12.30%	12.45%

均等割額

	現行	改定後
医療保険	2万6,500円	2万9,000円
後期高齢者支援金分	9,000円	1万500円
介護保険分	9,500円	1万1,500円
合計	4万5,000円	5万1,000円

☎国保年金課 ☎963-9146



国民健康保険と後期高齢者医療制度の人間ドック検診料助成

■対象者・助成金額・助成要件：下表のとおり

	国民健康保険	後期高齢者医療制度
対象者	3月31日までに40歳以上になる方で国民健康保険に加入の方	後期高齢者医療制度に加入の方
助成金額	令和3年度に人間ドックの受診に要した費用で1万円を限度とし、1人につき一年度に1回の助成	
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税または後期高齢者医療保険料に滞納がないこと 3年度に市が実施した特定健康診査または後期高齢者健康診査を受診していないこと 	

■必要書類：▷共通…保険証、人間ドック検診料の領収証(原本)、人間ドック検診結果の写し(後期高齢者医療制度加入で検診結果の写しの提出が困難な方はご相談ください)▷国民健康保険の方…世帯主名義の振込先口座情報の分かるもの▷後期高齢者医療制度の方…受診者名義の振込先口座情報の分かるもの

■申請・請求：人間ドックを受診後、申請書、問診・確認票(国保のみ)、請求書に必要書類を添えて直接国保年金課へ。申請書類は国保年金課で配布するほか、市ホームページから印刷で

きます

*助成後に特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診が判明した場合、助成金を返還していただきます

*健康診査の基本項目が人間ドックの検診項目に含まれている必要があります。基本項目について、詳しくは国保年金課へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください

*3月31日(木)までに受診結果を提出できない場合は、下記へお問い合わせください
☎国保年金課(第二庁舎1階)▷国民健康保険に加入の方…☎963-9154、▷後期高齢者医療制度に加入の方☎963-9170



国民健康保険税を年金からの差し引きにより納付予定の方へ

年金からの差し引きを希望しない場合は、口座振替に変更することができます。

■対象：4月以降、国民健康保険税が年金からの差し引き(特別徴収)となる予定の方

■持ち物：保険証、振替口座の通帳と届出印

■申込み：1月31日(月)までに直接国保年金課または北部・南部出張所へ。期日を過ぎた場合は、年金からの差し引きの停止が6月以降となります

☎国保年金課(第二庁舎1階) ☎963-9146



医療費控除の特例制度(セルフメディケーション税制)に必要な証明の交付

医療費控除の特例制度の申告には、健康の保持増進および疾病の予防の取り組みを行ったことを証明する書類の提出が必要です。

申告には、特定健康診査(後期高齢者健診を含む)の健診結果を証明書類として使用できます。健診結果を紛失した方は、健診を受けたことを証明する書類を発行しますので、国保年金課にご申請ください。制度について詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

☎国保年金課(第二庁舎1階)▷国民健康保険に加入の方…☎963-9154、▷後期高齢者医療制度に加入の方…☎963-9170



休日・夜間納税相談

■日時：▷休日納税相談…1月9日(日)・2月6日(日)、9:00~15:00▷夜間納税相談…1月20日(木)、17:15~20:00

■相談場所：収納課

■内容：市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納税相談(来庁または電話)

*来庁して夜間納税相談をする場合は事前に電話予約が必要です

*夜間納税相談では窓口納付を受け付けていません

☎収納課(本庁舎2階) ☎963-9142



市税等は窓口まで足を運ばずに納付できます!

市税等の納付は一度手続きをすれば自動払いになる口座振替が便利です。そのつど納付したい方にはスマートフォン決済アプリでの納税がお勧めです。詳しくは、下記の二次元コードから市ホームページをご覧ください。



口座振替



スマートフォンでかんたん納税

☎収納課 ☎963-9141



令和4年度の市・県民税の申告出張受け付け

■日程・会場：下表のとおり。受け付けは9:00~15:30。施設の安全管理上、8:30以前の来場はご遠慮ください

日程	会場
1月31日(月)	蒲生地区センター
2月1日(火)	新方地区センター 出羽地区センター
2月2日(水)	増林地区センター 大相模地区センター
2月3日(木)	南越谷地区センター 大沢地区センター
2月4日(金)	北越谷地区センター 川柳地区センター
2月7日(月)	桜井地区センター
2月8日(火)	荻島地区センター
2月9日(水)・10日(木)	北部市民会館

*市役所での受け付けは2月16日(水)からです。詳しくは、広報こしがや2月号でお知らせします

☎市民税課 ☎963-9144



おむつ使用証明書の発行

■対象：おむつ代の医療費控除を受ける方で、要介護認定を受けて一定の要件に該当する方。初めて控除申請する方は医療機関が発行します

■費用：200円

■申込み：直接下記へ

☎介護保険課(第二庁舎1階) ☎963-9169

市・県民税第4期および国民健康保険税第8期の納期限は1月31日(月)です

意見募集

*いただいたご意見への個別回答は行いません。結果は市ホームページなどで公開します

■提出方法：問い合わせ先および行政資料コーナー(第二庁舎4階)に設置するご意見箱へ。左記のほか、問い合わせ宛てに郵送(消印有効)またはファクス、メールでも受け付けます

*計画(案)等の閲覧と意見用紙の配布は問い合わせ先およびご意見箱設置場所で行うほか、市ホームページから印刷できます

件名	計画(案)等の目的	募集期間	上記以外のご意見箱設置場所	問合せ
令和4年度(2022年度)越谷市食品衛生監視指導計画(案)	市民の食に対する安全・安心を確保するため、食品衛生法に基づき策定	1月7日(金)~2月6日(日)	越谷市保健所1階	生活衛生課(越谷市保健所1階) ☎973-7533、☎973-7536、✉seikatsueisei@city.koshigaya.lg.jp
越谷市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(骨子案)	厚生労働省が公衆浴場における衛生等管理要領を改正したことに伴い、混浴制限年齢を引き上げる	1月6日(木)~2月7日(月)		